

令和 6 年 12 月

第 6 回（定例会）

香芝市議会議案

香 芝 市

目 次

報第 1 9 号	損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について----- ----- 1 頁
報第 2 0 号	損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について----- ----- 3 頁
承 第 2 号	令和 6 年度香芝市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の 報告及び承認について----- 5 頁
議第 6 0 号	奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の 整備に関する条例を制定することについて----- 6 頁
議第 6 1 号	香芝市議会基本条例の一部を改正することについて----- ----- 1 2 頁
議第 6 2 号	香芝市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する ことについて----- 1 4 頁
議第 6 3 号	香芝市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関す る基準を定める条例の一部を改正することについて-- 1 6 頁
議第 6 4 号	香芝市印鑑条例の一部を改正することについて----- ----- 1 8 頁
議第 6 5 号	令和 6 年度香芝市一般会計補正予算（第 7 号）について----- ----- 2 0 頁
議第 6 6 号	財産の取得について----- ----- 2 1 頁
議第 6 7 号	指定管理者の指定について----- ----- 2 2 頁
議第 6 8 号	奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減 少及び奈良県市町村総合事務組合規約の一部を変更すること について----- 2 3 頁
議第 6 9 号	奈良県葛城地区清掃事務組合規約の一部を変更することにつ いて----- 2 5 頁
議第 7 0 号	奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議に ついて----- 2 7 頁

議第 7 1 号	香芝市道路線の廃止について----- ----- 2 8 頁
議第 7 2 号	香芝市道路線の認定について----- ----- 2 9 頁

報第 19 号

損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、道路の管理の瑕疵に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 12 月 2 日報告

香芝市長 三 橋 和 史

専 決 処 分 書

道路の管理の瑕疵に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年１１月２１日

香芝市長 三 橋 和 史

１ 相手方

住所

氏名

２ 事故の概要

令和６年２月５日午後７時１５分頃、真美ヶ丘一丁目１６番６先の市道８―２２９号線を相手車が西方向へ走行していたところ、アスファルト路面の亀裂の一部を跳ね上げ自動車底部に刺さり、破損したものである。

３ 和解条項

- (１) 香芝市は、相手方に対し、本件事故に対する損害賠償として８，２８０円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- (２) 香芝市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権、債務を有しないことを確認する。

４ 所管課

都市創造部公園道路管理課

報第 20 号

損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、公用車の運行に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 12 月 2 日報告

香芝市長 三 橋 和 史

専 決 処 分 書

公用車の運行に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年１１月２２日

香芝市長 三 橋 和 史

１ 相手方

住所

氏名

２ 事故の概要

令和６年９月２０日午前１０時４０分頃、香芝市瓦口２２７２番地大和信用金庫香芝支店の駐車場に進入しようとした際、当方の右前部と出庫しようとした相手車の左前部が接触し、双方とも破損したものである。

３ 和解条項

- (１) 香芝市は、相手方に対し、本件事故に対する損害賠償として５８，５００円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- (２) 香芝市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権、債務を有しないことを確認する。

４ 所管課

市民環境部産業振興局商工観光課

承第2号

令和6年度香芝市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の
報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度香芝市一般会計補正予算（第6号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和6年12月2日報告

香芝市長 三 橋 和 史

議第 6 0 号

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の
整備に関する条例を制定することについて

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条
例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例

(香芝市表彰条例の一部改正)

第1条 香芝市表彰条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「、上下水道部」を削る。

(香芝市行政組織条例の一部改正)

第2条 香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条都市創造部の項に次の1号を加える。

(10) 下水道に関すること。

(香芝市職員定数条例の一部改正)

第3条 香芝市職員定数条例（昭和50年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、農業委員会及び上下水道事業」を「及び農業委員会」に改める。

第2条第1号中「490人」を「530人」に改め、同条第8号を削る。

(香芝市の職員の定年等に関する条例の一部改正)

第4条 香芝市の職員の定年等に関する条例（昭和58年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、公益的法人等への香芝市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第2号）第4条又は第8条及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第12号）第4条」を「及び公益的法人等への香芝市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第2号）第4条又は第8条」に改める。

(公益的法人等への香芝市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益的法人等への香芝市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び」及び「であって、企業職員以外のもの」を削る。

第5条中「企業職員である職員及び」を削る。

第8条（見出しを含む。）中「企業職員又は」を削る。

(香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、技能労務職員及び地方公営企業に勤務する者」を「及び技能労務職員」に改める。

(香芝市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第7条 香芝市職員の退職手当に関する条例（平成3年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員を除く。）」を削る。

第11条第6項中「香芝市職員（」の次に「奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例（令和6年条例第 号）第3条の規定による改正前の」を加える。

(香芝市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正)

第8条 香芝市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（昭和34年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（水道料金を除く。）」を削る。

(香芝市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第9条 香芝市上下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香芝市下水道事業の設置等に関する条例

第1条の見出し中「水道事業及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第2条中「。以下「令」という。」を削り、「の規定の全部」を「第2条第2項に規定する財務規定等」に改める。

第3条第1項中「水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を「下水道事業」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第4条を削る。

第5条中「上下水道事業」を「下水道事業」に、「見積価格」を「見積価額」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「上下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるもの

とする。

(1) 公金の収納及び支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

第7条中「上下水道事業」を「下水道事業」に、「価格」を「価額」に改める。

第8条の見出し中「提出」を「作成」に改め、同条第1項中「管理者」を「市長」に、「上下水道事業」を「下水道事業」に、「市長に提出しなければ」を「作成しなければ」に改め、同条第2項中「提出する」を「作成する」に改め、同項第3号中「上下水道事業」を「下水道事業」に、「管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「やむをえない」を「やむを得ない」に、「提出する」を「作成する」に、「管理者」を「市長」に、「提出しなければ」を「作成しなければ」に改める。

(香芝市上下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部改正)

第10条 香芝市上下水道事業の剰余金の処分等に関する条例（平成31年条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香芝市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例

第1条中「上下水道事業」を「下水道事業」に改める。

第2条第1項中「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第5条中「管理者」を「市長」に改める。

(香芝市下水道条例の一部改正)

第11条 香芝市下水道条例（平成2年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」を「市長」に改め、同条第12号中「管理者」を「市長」に改める。

第3条第2号及び第3号、第5条、第6条、第8条第3項及び第4項、第9条第2項、第10条第2項、第3項及び第5項第2号、第13条第2項、第14条、第15条第1項、第16条第2項、第18条から第21条まで、第24条第1項、第25条並びに第26条中「管理者」を「市長」に改める。

第27条第1項中「管理者」を「市長」に改め、同条第3項第1号の表及び第2号の表中「当り」を「当たり」に改める。

第28条第1項第1号中「香芝市水道事業給水条例（昭和44年条例第1

2号)に基づき給水される水」を「奈良県広域水道企業団から給水される水」に改め、同項第2号及び第3号中「管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第29条中「管理者」を「市長」に改める。

第30条第1号中「香芝市水道事業給水条例第25条」を「奈良県広域水道企業団」に改め、同条第2号中「管理者」を「市長」に改める。

第31条第1項中「管理者」を「市長」に、「香芝市水道事業給水条例第22条」を「奈良県広域水道企業団」に改め、同条第3項中「管理者」を「市長」に改める。

第32条第1項及び第3項中「管理者」を「市長」に改める。

第33条中「管理者」を「市長」に、「届け出」を「届出」に改める。

第34条、第35条第1項、第36条第2項及び第37条から第39条までの規定中「管理者」を「市長」に改める。

第40条第2項後段を次のように改める。

この場合において、「道路」とあるのは「公共下水道の施設又は敷地」と読み替えるものとする。

第41条ただし書、第42条、第43条第1項及び第2項、第44条、第45条、第47条並びに第48条中「管理者」を「市長」に改める。

(香芝市公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例の一部改正)

第12条 香芝市公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例(平成24年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」を「市長」に改め、同条第5号及び第6号中「管理者」を「市長」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の廃止)

第13条 次に掲げる条例は、廃止する。

- 1 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年条例第12号)
- 2 香芝市水道事業給水条例(昭和44年条例第12号)
- 3 香芝市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年条例第23号)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(香芝市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、第11条による改正前の香芝市下水道条例の規定により上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に対してされている申請その他の手続及び当該申請その他の手続に対して管理者からなされた処分その他の行為は、この条例の施行日以後は、それぞれ同条による改正後の香芝市下水道条例の相当規定により市長に対してされた申請その他の手続及び当該申請その他の手続に対して市長からなされた処分その他の行為とみなす。

議第 6 1 号

香芝市議会基本条例の一部を改正することについて

香芝市議会基本条例の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市議会基本条例の一部を改正する条例

香芝市議会基本条例（令和３年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項中「質問を行い」を「質問をし」に改め、同条第４項中「行う」を「する」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前２項の規定による」を「第１項及び前項の」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項中「前項の規定による」を「第１項の」に、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

- ２ 前項の質問は、定例会の閉会后、次の定例会の開会までの間において、同一の議員につき、１回及び１問を超えることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 6 2 号

香芝市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正すること
について

香芝市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

香芝市議会の議決すべき事件を定める条例（令和３年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「市行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向（法令により市長その他の執行機関が策定することとされているもの及び特定の地域を対象とするものを除く。）又は執行について定める計画のうち、その期間が５年以上のもの」を「前号に掲げるもののほか、次に掲げる計画」に改め、同号に次のように加える。

- イ 香芝市公共施設等総合管理計画
- ロ 香芝市男女共同参画プラン
- ハ 香芝市商工振興基本方針
- ニ 香芝市地域福祉計画
- ホ 香芝市みどりの基本計画
- ヘ 香芝市生涯学習推進基本計画

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 6 3 号

香芝市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する
基準を定める条例の一部を改正することについて

香芝市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める
条例の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

香芝市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「員数」の次に「（協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に改め、同項第3号の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 6 4 号

香芝市印鑑条例の一部を改正することについて

香芝市印鑑条例の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市印鑑条例の一部を改正する条例

香芝市印鑑条例（平成３年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項中「印鑑登録証明書交付申請書」を「証明交付申請書」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第１２条第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる印鑑登録証明書の交付の申請について適用し、施行日前に行われた印鑑登録証明書の交付の申請については、なお従前の例による。

議第 6 5 号

令和 6 年度香芝市一般会計補正予算（第 7 号）について

令和 6 年度香芝市一般会計補正予算（第 7 号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

財産の取得について

次の財産を取得しようとするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

香芝市長 三 橋 和 史

- | | |
|----------|--|
| 1 財産の名称 | 香芝市庁舎事務用備品 |
| 2 財産の数量 | 一式 |
| 3 取得の目的 | 香芝市庁舎事務用備品を更新するものである。 |
| 4 取得の方法 | 一般競争入札 |
| 5 取得価格 | 金16,387,800円 |
| 6 契約の相手方 | 香芝市北今市七丁目309番地10
高橋正株式会社 香芝営業所
代表取締役 高橋 正典 |

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

- 1 管理を行わせる施設の所在地及び名称
 - (1) 香芝市藤山一丁目 1 7 番 1 7 号
香芝市ふたかみ文化センター
 - (2) 香芝市藤山一丁目 1 7 番 1 7 号
香芝市二上山博物館
 - (3) 香芝市下田西三丁目 7 番 5 号
香芝市中央公民館
- 2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者
兵庫県神戸市中央区海岸通 6 番地
香芝みらい創造プロジェクト
代表者 国際ライフパートナー株式会社
代表取締役 荒谷 明彦
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議第 6 8 号

奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の
数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の一部を
変更することについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、奈良広域水質検査センター組合が解散され、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体でなくなる事及び奈良県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

奈良県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

奈良県市町村総合事務組合規約（平成20年3月18日奈良県指令市町村第1143号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「、奈良広域水質検査センター組合」を削る。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議第 6 9 号

奈良県葛城地区清掃事務組合理約の一部を変更することについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、奈良県葛城地区清掃事務組合理約の一部を次のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

奈良県葛城地区清掃事務組合理約の一部を変更する規約

奈良県葛城地区清掃事務組合理約（昭和38年8月26日奈良県指令地第466号）の一部を次のように変更する。

第9条第2項を次のように改める。

2 管理者は、御所市長をもって充てる。

第9条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 副管理者は、第10条の2に規定する運営協議会において御所市以外の組合市町の長の中から互選する。

附 則

この規約は、知事の許可の日から施行する。

議第 70 号

奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について

奈良県広域水道企業団設立準備協議会を令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定に基づき、奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、磯城郡水道企業団及び奈良広域水質検査センター組合と協議することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第 7 1 号

香芝市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり香芝市道路線を廃止する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第 7 2 号

香芝市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり香芝市道路線を認定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

香芝市長 三 橋 和 史